

さらに、つつじが岡公園を一体的に整備運営するため、現在、都市建設部で行っている同公園の整備を経済部へ移管するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。



つつじが岡ふれあいセンター

▽館林市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例Ⅱ被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による地方公務員等共済組合法の改正及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律による準用規定の改正に伴い、自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額を定める規



使用料が改定される斎場

定において、引用する法律の名称及び引用条項を改めるため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例Ⅱ斎場の適正な管理運営を行うため、本市住民以外の方が利用する火葬炉の使用料を平成28年4月1日から改定するものです。

本市住民の火葬炉利用については今まで同様無料ですが、本市住民以外の利用については、平成16年4月から現行の使用料を徴収してまいりました。しかし、火葬に係る費用については、条例で規定している使用料を大きく上回っていること

から、受益者負担の原則に立ち、実際の経費相当額を負担していただくもので、本市住民以外の方の使用料を12歳以上は、3万円を6万円に、12歳未満は、2万円を4万円に、死産児は、1万円を2万円に改定するため、本条例の一部を改正しようとするもので、賛成多数で可決されました。

▽館林市税条例の一部を改正する条例Ⅱ地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請による換価の猶予制度が設けられるなど、徴収猶予や換価の猶予に係る申請手続等を規定するものです。

なお、今回の改定では、平成26年度の国税の改正を踏まえたものとなっておりますが、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情が様々であることとを踏まえ、猶予に係る金額や申請期限など一定の事項については、各地域の実

情等に応じて条例で定める仕組みとされたことから、群馬県内では検討を重ねた結果、国税の基準を緩和するまたは強化する特別な事情はないため、県や本市では国税の基準に準拠する規定となっております。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、市税に係る申請書等について、記載事項に個人番号または法人番号を追加するため、本条例の一部を改正しようとするもので、賛成多数で可決されました。

▽館林市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例Ⅱ行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、国民健康保険税の減免に係る申請書について、記載事項に個人番号を追加するものです。

また、国民健康保険税の課税の特例に係る改正の施行日を平成28年1月1日にするため、本条例の一部を

改正しようとするもので、賛成多数で可決されました。



▽館林市介護保険条例の一部を改正する条例Ⅱ行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、介護保険料の減免に係る申請書等について、記載事項に個人番号を追加するため、本条例の一部を改正しようとするもので、賛成多数で可決されました。

▽館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例Ⅱ廃棄物減量等推進審議会の答申を受け、現状のごみ処理単価と周辺自治体との均衡を勘案し、清掃センターに直接搬入される廃棄物の処理手数料を平成28年4月1日から改定するものです。

受益者負担の原則にのっ